

主治医殿

ノートルダム清心女子大学

「学校において予防すべき感染症」 治癒証明書記入のお願い

平素より大変お世話になります。「学校において予防すべき感染症」に罹患した本学学生について、下記証明書をご記入くださいますようお願い申し上げます。

治癒証明書	
(ノートルダム清心女子大学 学生)	
学籍番号	_____ (本人記入)
氏名	_____ (本人記入)
疾患名	_____
診断日	_____年 _____月 _____日
その他特記事項	()
「学校保健安全法施行規則第19条 出席停止期間の基準」に基づき、 _____年 _____月 _____日 より 登校可能であると判断します。 _____年 _____月 _____日	
医療機関名	
住所(所在地)	
TEL	
医師名印	

学生は、療養後再登校時に、この証明書を学務部保健センターに提出してください(医療機関の書式可)。
<インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患の場合は、各罹患報告書(別様式)と必要書類を提出>

大学受付日 _____

(学務部保健センター記入欄)
出席停止期間 _____ から _____ まで

学校において予防すべき感染症 <種類ならびに出席停止期間の基準>

	種類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスである者に限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MEARSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症及び新感染症	治癒するまで (学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない (学校保健安全法施行規則第19条第1項第2号)		
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (学校保健安全法施行規則第19条第1項第3号)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症(*)		

(*)その他の感染症の溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎(ノロウイルス、嘔吐下痢症等)は、本学では出席停止の扱いはしていません